

令和4年度 障害福祉サービス事業所等 の運営上の留意点について

群馬県健康福祉部 障害政策課

目次

- 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について
- 2 サービス管理責任者等研修の見直しについて
- 3 新型コロナウイルス感染症対策について

令和4年3月に開催された「令和3年度障害保健福祉関係主管課長会議資料」から
抜粋した内容を紹介します。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員の処遇改善を図るための「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を交付します。また、10月以降は、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 交付金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、**各事業所が受け取る交付金の額を毎月算定・支給**されます。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

ある月の総報酬
({基本報酬 + 加算減算} × 1単位の
単価)



交付率



交付額

- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり月額9,000円相当**の交付金が交付されます。
- 事業所の判断で、**福祉・介護職員以外のその他の職員**の処遇改善に補助金を充てることができます。
その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで交付金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。**



Q2. 交付金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、交付金を受け取ることができます。

①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

②原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、

令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

◆③の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。

◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。

◆令和4年2・3月分として見込まれる交付金額のすべてを、

令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

③交付金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の**3分の2以上をベースアップ等に充てること**

◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。

◆「福祉・介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、その3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。

◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、全体として、交付金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。

◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。



Q3. 事業所内での交付金の配分方法は？

A3. 福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

- 事業所で、福祉・介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、**福祉・介護職員の処遇改善を目的とした交付金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。**
- 令和4年2月分から9月分の**交付金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。**
(月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。)

Q4. 交付金の申請手続きは？

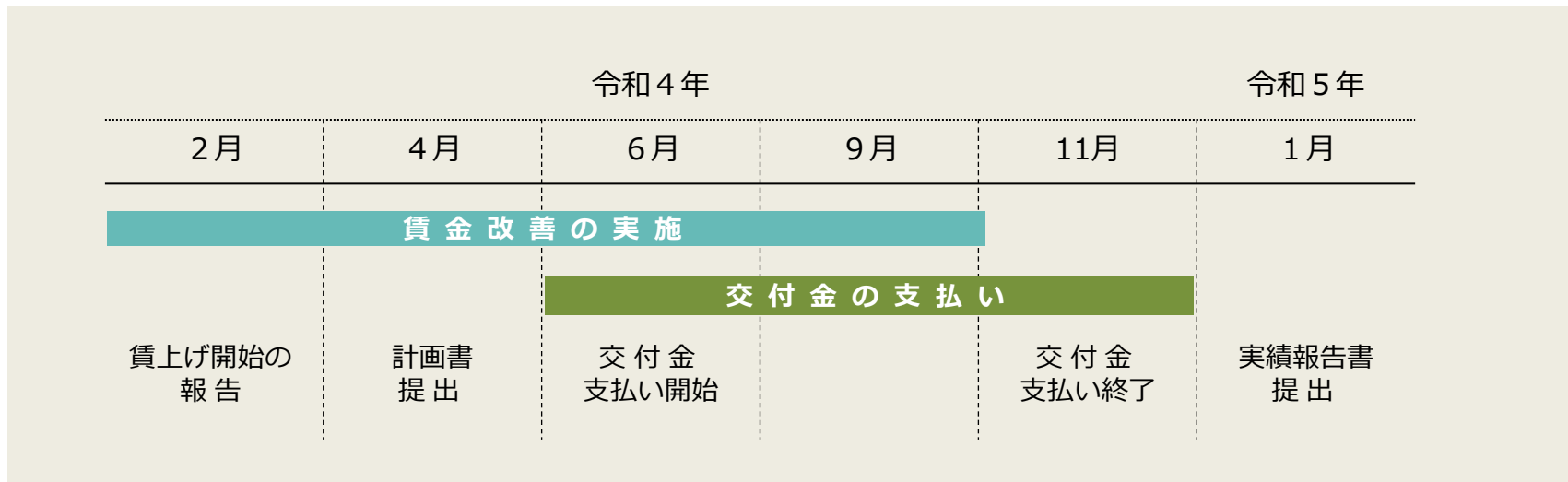
A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。交付金は国保連が支払います。

- 交付金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた**国保連が交付金を事業者に支払います。**
- 報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、**この交付金の届出先は都道府県**です。
- 実施期間終了後、事業所は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
(要件を満たさない場合は、交付金の返還が必要となることがあります。)



Q5. 交付金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
交付金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。



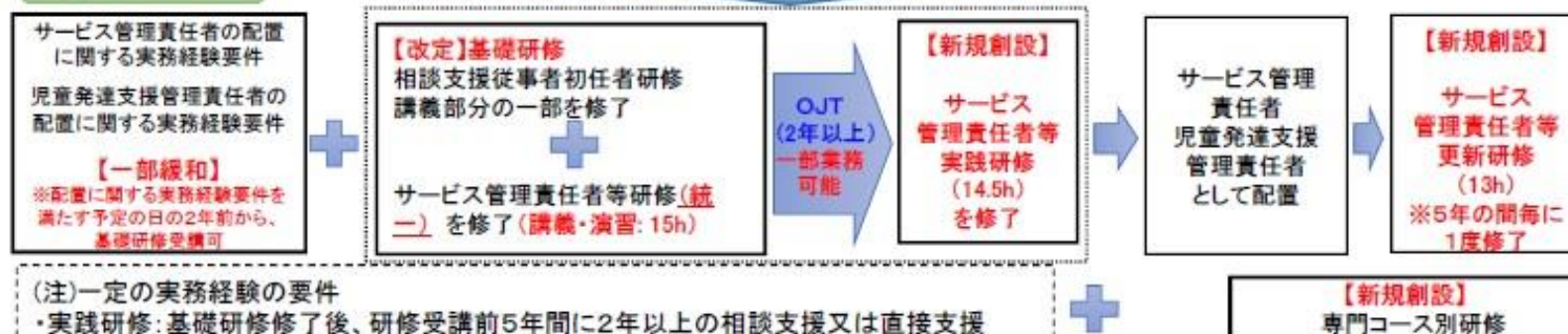
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



新 H31(R1)年度～



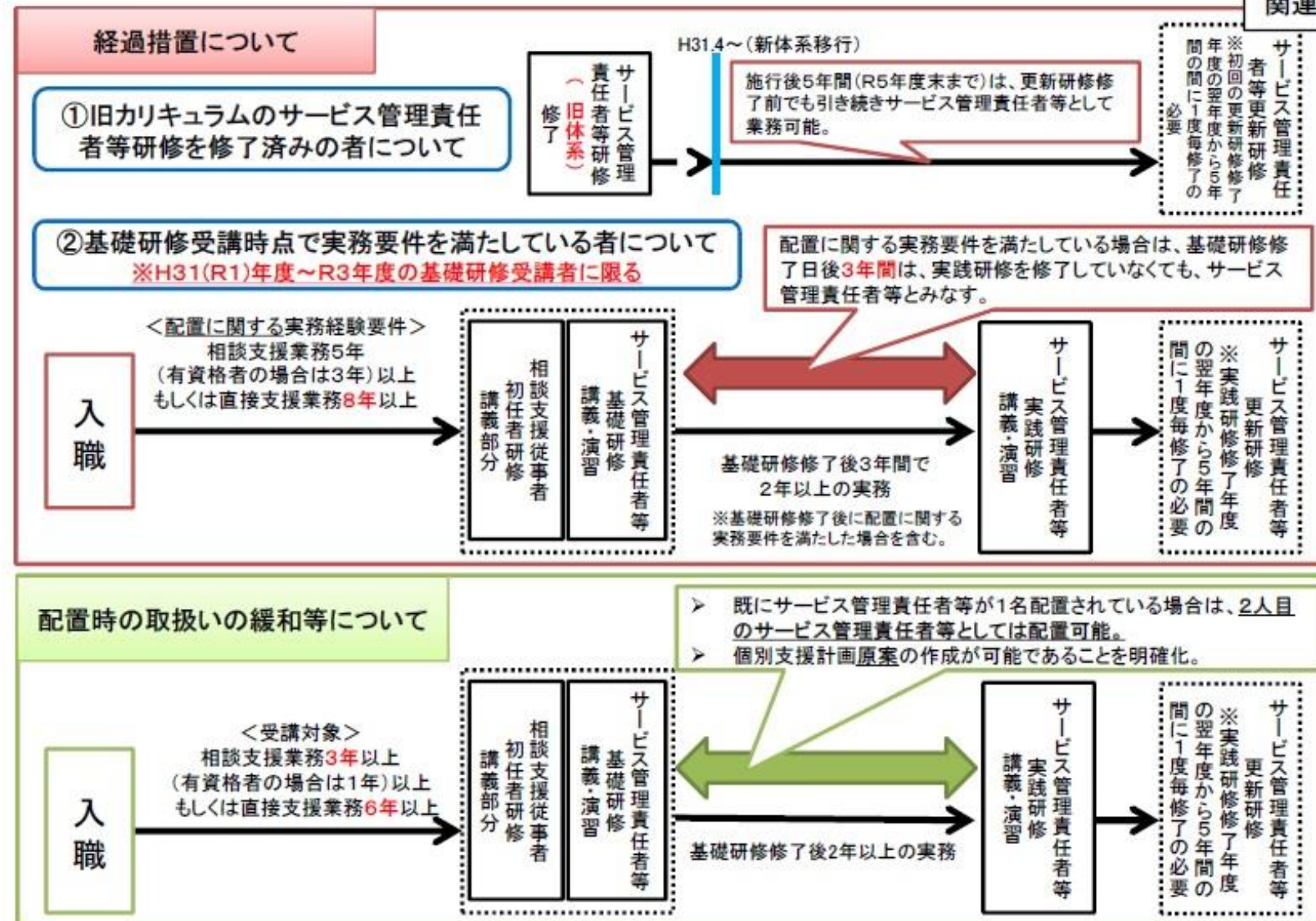
(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 基礎研修修了後、研修受講前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料4



関連資料1

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

令和3年度補正予算額:36億円
〔令和3年度当初予算額:12億円〕

事業概要

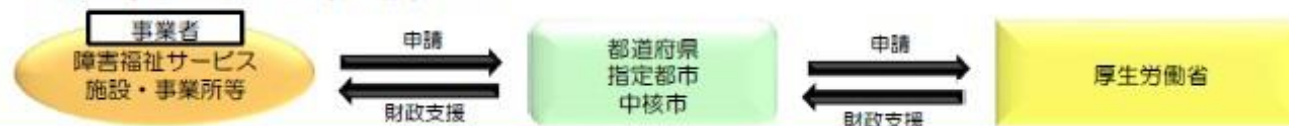
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限に留めるため、障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 施設・事業所等において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行う。

事業内容

1. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
2. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要となる経費の支援
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
3. 今後に備えた緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援
平時から、関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

事業スキーム等

- 実施主体:上記1、2の事業 都道府県・指定都市・中核市
上記3の事業 都道府県
- 補助率:上記1、2の事業 国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3
上記3の事業 国2/3、都道府県1/3



障害者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への主な対応①

基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況にあっても、障害児者やその家族の日常生活を支えるため、施設・事業所において感染拡大防止対策を徹底しつつ、障害福祉サービス等の提供を継続できるよう支援。

主な取組

(1)施設・事業所における感染防止の徹底等

① 日頃からの感染症対策の強化等

▶ 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底

○感染症の発生及びまん延防止のための委員会の開催、指針や業務継続計画の整備、訓練の実施の義務付け

【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定】*3年間(令和3年度～5年度)は努力義務

○感染予防・拡大防止対策に関するマニュアル、感染者等発生時の業務継続ガイドラインを作成・周知

② 感染症が発生した場合の継続支援等

▶ 感染者・濃厚接触者が発生した施設・事業所について、都道府県等による事業継続支援に係る以下の経費等を補助

【令和3年度予算：12億円、令和3年度補正予算において予算を積み増し：36億円】

○サービス提供の継続に必要な経費（施設等の消毒や清掃に要する費用等）

○当該施設・事業所と連携、協力する施設、事業所等にて必要となる経費

（利用者受入に必要な人材確保のための職業紹介料、応援職員の派遣に必要な旅費・宿泊料等）

(2)都道府県における感染発生時の応援体制の構築

▶ 平時から、都道府県が関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築等を行うために必要な経費を支援。

【令和3年度予算：12億円、令和3年度補正予算において予算を積み増し：36億円】（再掲）



障害者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への主な対応②

主な取組

(3)施設内療養を含む感染発生時の留意点等の周知徹底

- ▶ 施設内療養を含む新型コロナウイルス感染症発生時の留意点及び支援策について、「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた障害者支援施設等における対応について」（令和3年10月25日付け事務連絡）に整理し、周知を図っている。さらに、令和4年1月21日付け事務連絡において、再度周知徹底を図った。

(4)新型コロナワクチン接種に係る対応

- ▶ 障害者支援施設等の入所者及び従事者への追加接種について、一般的な追加接種の考え方に則り、実施方法等の基本的な考え方を市町村等に周知。接種時等の合理的配慮についても市町村等に依頼。【令和3年11月25日事務連絡】
- ▶ さらに、予約枠に空きがあれば、高齢の障害者に限らず、若年層の障害者等を含む一般対象者に対し追加接種を実施いたくとともに、障害児や障害者が利用する施設・事業所の従事者等の社会機能維持者に対する積極的な追加接種の実施について検討いただきたいことについて事務連絡を発出。【令和4年2月8日事務連絡】

(5)濃厚接触者の待機期間の取扱いについて

- ▶ オミクロン株の濃厚接触者の取扱いについて、社会機能維持者（障害者の支援を行う事業者を含む）に限り、最終暴露日から7日を待たず、4日目及び5日目の検査で陰性確認後、5日目から待機を解除する取扱を実施できることとした。【令和3年1月5日事務連絡（令和4年2月2日一部改正）】
- ▶ また、上記検査については、集中的実施計画に基づく検査に一環として実施することが差し支えない旨お示しするとともに、必要な検査が円滑に実施されるよう、衛生主管部局に積極的に働きかけるよう依頼。【令和4年2月18日事務連絡】

(6)障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことや、休業等により、利用者が感染をおそれて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常と同額の報酬算定が可能。【事務連絡】



配信中の新型コロナウイルス感染症対策動画について

①タイトル:「福祉施設等における感染症対策」

内容: 基本的な感染防止対策。ケア場面における感染対策の注意点。感染が疑われる入居者の早期発見など(約17分)

URL: <https://www.youtube.com/watch?v=oAh701zs5Xk>



②タイトル:「新型コロナウイルス感染症医療施設クラスター予防」

内容: 医療施設でのクラスターを予防するための具体的な方法について、前橋赤十字病院の林先生がわかりやすく解説しています。(約12分)

URL: <https://youtu.be/G0hCr-EMT0c>



③タイトル:「高齢者施設等における施設長向け感染対策動画」

内容: 高齢者施設でのクラスター対策チーム活動を通してお話ししたいこと。施設でのコロナ陽性者発生を経験して(約65分)

URL: <https://www.youtube.com/watch?v=xB8mqggVWjk>



④タイトル:「障害者施設等における感染対策動画」

内容: 障害者施設等でのクラスター体験談

障害者支援施設等における感染症対策について(約65分)

URL: <https://youtu.be/9xg6wF7lbQ4>

